平成２１年（フ）第６１０号
静岡県田方郡函南町間宮509番地
破産者　株式会社熱函
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
静岡県裾野市二ツ屋80番17
破産者　有限会社エスティー・ホーム
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
岡山市東区城東台東１丁目５番７号
破産者　末石　典子
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第２４７７号
福岡市中央区大濠１丁目12番17―203号　ロイヤルチェリー大濠公園、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区黒門４番13号
破産者　梅村安宏こと　姜　　栄求
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７８号
福岡市中央区那の津３丁目９番８号
破産者　株式会社マルベージャ
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９０号
沖縄県うるま市与那城屋慶名1603番地
破産者　伊禮　　保
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第４４３号
千葉県白井市堀込１丁目２番４棟203号
破産者　石川　正幸
1　決定年月日　平成24年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９２５号
福岡市東区奈多１丁目２番20―302号、前住所福岡県春日市紅葉ヶ丘西２丁目98番地
破産者　川久保　弘
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９０号
名古屋市港区宝神２丁目2802番地　アトムハイツ403号
破産者　西山美智子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１９２号
愛知県日進市南ケ丘２丁目16番地６
破産者　岩本　　保
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４号
名古屋市千種区東山通４丁目11番地の６　ルプソアール東山601号
破産者　中澤　　薫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地５棟107号
破産者　若山惠美子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５０６号
兵庫県川西市大和東４丁目３番60号、住民票上の住所兵庫県西宮市宝生ケ丘２丁目５番25号
破産者　システムリンクこと　萩原　祥弘
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５３号
福岡市早良区曙１丁目12番13―110号
破産者　西村　元延
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２９号
福岡市中央区高砂２丁目22番６号
破産者　長谷川　健
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２３４号
北海道千歳市北栄１丁目11番３号
破産者　伊藤　常良
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３６号
札幌市中央区円山西町９丁目３番20号　グリーンハイツ105号、開始決定時の住所札幌市厚別区上野幌３条５丁目17番４―408号
破産者　矢萩　哲文
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７号
岩手県花巻市二枚橋第６地割26番地１
破産者　渡辺　章治
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９１８号
仙台市太白区郡山字欠ノ上４番地　菅原コーポ203
破産者　蒲生　和彦
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２２号
宮城県岩沼市押分字奥山167番地
破産者　木枝　一彦
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係